

久喜市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

久喜市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成25年久喜市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3項中「第18条第16項」を「第18条第22項若しくは第26項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。